平成２９年（フ）第２７７号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1921番地４
上之手第２団地233号
債務者　相澤　　豊
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２２３号
群馬県高崎市下小鳥町1261番地１　山星マンション502号
債務者　森村　敏心
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６５７号
埼玉県坂戸市山田町４番14号　Ｃｉｔｙ　Ｈｏｍｅｓ山田町108号室、前住所埼玉県所沢市東所沢３丁目22番地の14　いちょうの郷
債務者　後藤　勝則
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８０号
静岡県沼津市大岡3485番地の７
債務者　池上　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９７９号
京都府長岡京市友岡４丁目12番８号
債務者　裏谷　夕子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４２号
京都府宇治市木幡中村40番地　岡田アパート１－Ｗ号
債務者　原田久美子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４７号
京都市左京区山端壱町田町１番地２　シャルマン離宮ハイツ４Ａ
債務者　山田　恭裕
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８４号
京都市西京区上桂東ノ口町194番地　ラティエール桂　201
債務者　李　　勇熙
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８５号
京都市西京区上桂東ノ口町194番地　ラティエール桂　201
債務者　李　　妙子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８３号
京都市北区衣笠北荒見町11番地１　パルコ衣笠208、前住所京都市下京区堀川通五条上る小泉町103番地　みのるマンション　610号
債務者　木村　賢治
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０５号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島１棟406号
債務者　座覇江美子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６５８号
堺市東区日置荘原寺町36番地10
債務者　倉田久仁子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９８４号
大阪府羽曳野市島泉５丁目12番３号
債務者　碓井　美希
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５０４号
大阪府泉大津市田中町８番４号
債務者　安陵吉夫こと　李　　禎燮
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５０９号
大阪府泉佐野市葵町１丁目２番40号、前住所大阪府泉佐野市鶴原182番地の12
債務者　薬師　亜季
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５１１号
大阪府泉佐野市葵町３丁目７番30－102号、前住所大阪府泉佐野市高松東１丁目５番10号泉佐野グリーンハイツ205
債務者　橋本　良行
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５１２号
大阪府泉大津市東助松町２丁目10番36号、前住所大阪府泉大津市東豊中町２丁目７番４号
債務者　竹内　俊明
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係